

○ 残されたきょうだいの年齢は、有効割合で見ると、心中以外の事例では、1歳、5歳、6歳、8歳がそれぞれ4人（10.0%）、2歳、9歳がそれぞれ3人（7.5%）、0歳、4歳、7歳、16歳がそれぞれ2人（5.0%）であった。心中事例では、3歳以下の残されたきょうだいはいなかった。

表8-3 残されたきょうだいの年齢

区分	心中以外			心中(未遂を含む)	
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合
0歳	2	4.9%	5.0%	-	-
1歳	4	9.8%	10.0%	-	-
2歳	3	7.3%	7.5%	-	-
3歳	1	2.4%	2.5%	-	-
4歳	2	4.9%	5.0%	1	10.0%
5歳	4	9.8%	10.0%	-	-
6歳	4	9.8%	10.0%	-	-
7歳	2	4.9%	5.0%	1	10.0%
8歳	4	9.8%	10.0%	1	10.0%
9歳	3	7.3%	7.5%	1	10.0%
10歳	1	2.4%	2.5%	-	-
11歳	1	2.4%	2.5%	-	-
12歳	1	2.4%	2.5%	1	10.0%
13歳	1	2.4%	2.5%	1	10.0%
14歳	1	2.4%	2.5%	-	-
15歳	-	-	-	1	10.0%
16歳	2	4.9%	5.0%	-	-
17歳	1	2.4%	2.5%	1	10.0%
18歳	1	2.4%	2.5%	-	-
20歳	-	-	-	1	10.0%
22歳	1	2.4%	2.5%	-	-
24歳	1	2.4%	2.5%	1	10.0%
小計	40	97.4%	100.0%	10	100.0%
不明	1	2.4%		-	-
計	41	100.0%		10	100.0%

○ 本児死亡時の残されたきょうだいの同居については、有効割合で見ると、心中以外の事例は、同居「あり」が32人（82.1%）、心中事例では、8人（100.0%）であった。

表8-4 本児死亡時の残されたきょうだいの同居

区分	心中以外			心中(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	32	78.0%	82.1%	8	80.0%	100.0%
なし	7	17.1%	17.9%	-	-	-
小計	39	95.1%	100.0%	8	80.0%	100.0%
不明・未記入	2	4.9%		2	20.0%	
計	41	100.0%		10	100.0%	

○ 残されたきょうだいの養育・教育機関等の所属は、心中以外の事例では、「小学校」が15人（36.6%）、「なし」が14人（34.1%）、「保育所」が5人（12.2%）であった。
 心中事例では、有効割合で見ると、「小学校」が4人（44.4%）、「中学校」、「その他」がそれぞれ2人（22.2%）、「保育所」1人（11.1%）であった。

表8-5 残されたきょうだいの養育・教育機関等の所属

区分	心中以外		心中(未遂を含む)		
	人数	構成割合	人数	構成割合	有効割合
なし	14	34.1%	-	-	
保育所	5	12.2%	1	10.0%	11.1%
幼稚園	2	4.9%	-	-	-
小学校	15	36.6%	4	40.0%	44.4%
中学校	2	4.9%	2	20.0%	22.2%
高等学校	2	4.9%	-	-	-
その他	1	2.4%	2	20.0%	22.2%
小計	41	100.0%	9	90.0%	100.0%
不明	-	-	1	10.0%	
計	41	100.0%	10	100.0%	

○ 残されたきょうだいの虐待を受けた体験は、有効割合で見ると、心中以外の事例は、体験「あり」が18人（69.2%）、心中事例では、2人（66.7%）であった。

表8-6 残されたきょうだいの虐待を受けた体験

区分	心中以外			心中(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	18	43.9%	69.2%	2	20.0%	66.7%
なし	8	19.5%	30.8%	1	10.0%	33.3%
小計	26	63.4%	100.0%	3	30.0%	100.0%
不明	15	36.6%		7	70.0%	
計	41	100.0%		10	100.0%	

○ 残されたきょうだいへの過去の児童相談所の関与は、有効割合で見ると、過去に児童相談所の関与「あり」は、心中以外の事例で19人（50.0%）であり、心中事例ではなかった。

表8-7 残されたきょうだいへの過去の児童相談所の関与

区分	心中以外			心中(未遂を含む)	
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合
あり	19	46.3%	50.0%	-	-
なし	19	46.3%	50.0%	10	100.0%
小計	38	92.6%	100.0%	10	100.0%
不明	3	7.3%		-	-
計	41	100.0%		10	100.0%

○ 残されたきょうだいへの過去の市町村の関与は、有効割合で見ると、心中以外の事例では、「あり」が19人（52.8%）、「なし」が17人（47.2%）で、約5割で過去に市町村の関与があった。

心中事例では、「あり」が1人（10.0%）、「なし」が9人（90.0%）であり、ほぼ関与がなかった。

表8-8 残されたきょうだいへの過去の市町村の関与

区分	心中以外			心中(未遂を含む)	
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合
あり	19	46.3%	52.8%	1	10.0%
なし	17	41.5%	47.2%	9	90.0%
小計	36	87.8%	100.0%	10	100.0%
不明	5	12.2%		-	-
計	41	100.0%		10	100.0%

○ 残されたきょうだいに対する本児死亡時の対応は、心中以外の事例では、「あり」が20人（90.9%）であった。また、「あり」と回答したうち、「安全確認」が18例（90.9%）、「面接」が14例（63.6%）、「親からの分離」および「心理的ケア」がそれぞれ11例（50.0%）であった。

心中事例では、「あり」が5人（55.6%）であった。また、「あり」と回答したうち、「安全確認」が5例（55.6%）、「面接」、「親からの分離」、「心理的ケア」がそれぞれ3例（33.3%）であった。

表8-9 残されたきょうだいに対する本児死亡時の対応（「あり」の場合は複数回答あり）

区分	心中以外		心中(未遂を含む)		
	例数	構成割合/22例	例数	構成割合/9例	
なし	2	9.1%	4	44.4%	
あり	20	90.9%	5	55.6%	
対応内容 (複数回答)	安全確認	18	81.8%	5	55.6%
	面接	14	63.6%	3	33.3%
	親からの分離	11	50.0%	3	33.3%
	心理的ケア	11	50.0%	3	33.3%

*構成割合は、残されたきょうだいのいる22例(心中以外)、9例(心中)に対する割合

○ 残されたきょうだいの居所は、有効割合で見ると、心中以外の事例は、「児童養護施設」が16人（40.0%）で最も多く、次いで「自宅」が12人（30.0%）であった。心中事例では、「自宅」が6人（66.7%）であった。

表8-10 残されたきょうだいの居所

区分	心中以外			心中(未遂を含む)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	12	29.3%	30.0%	6	60.0%	66.7%
祖父母宅	4	9.8%	10.0%	1	10.0%	11.1%
児童養護施設	16	39.0%	40.0%	-	-	-
その他	8	19.5%	20.0%	2	20.0%	22.2%
小計	40	97.6%	100.0%	9	90.0%	100.0%
不明	1	2.4%		1	10.0%	
計	41	100.0%		10	100.0%	

9) 3歳未満と3歳以上の比較

第3次報告と同様に、今回も心中以外の事例では、3歳未満の死亡が半数以上を占めていたため、心中以外の事例52例（61人）について3歳未満と3歳以上で比較分析を行った。

- 性別は、3歳未満の事例では、男が15人（46.9%）、女が17人（53.1%）であるのに対し、3歳以上の事例では、男が19人（65.5%）、女が10人（34.5%）で、男児のほうが多かった。

表9-1 性別

区分	3歳未満		3歳以上	
	人数	構成割合	人数	構成割合
男	15	46.9%	19	65.5%
女	17	53.1%	10	34.5%
計	32	100.0%	29	100.0%

- 主たる虐待の種類は、有効割合で見ると、3歳未満の事例では、「身体的虐待」が19人（63.3%）、「ネグレクト」が11人（36.7%）であった。3歳以上の事例では、「身体的虐待」が16人（57.1%）、「ネグレクト」が12人（42.9%）であった。

表9-2-1 主たる虐待の種類

区分	3歳未満			3歳以上		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	19	59.4%	63.3%	16	55.2%	57.1%
ネグレクト	11	34.4%	36.7%	12	41.4%	42.9%
小計	30	93.8%	100.0%	28	96.6%	100.0%
不明	2	6.3%		1	3.4%	
計	32	100.0%		29	100.0%	

○ 確認された虐待の種類（重複あり）は、「身体的虐待」は、3歳未満が19人（59.4%）、3歳以上が18人（62.1%）であった。「ネグレクト」は、3歳未満が17人（53.1%）、3歳以上が18人（62.1%）であった。「心理的虐待」は、3歳未満が1人（3.1%）、3歳以上が3人（10.3%）であった。「医療ネグレクト」は、3歳以上が4人（13.8%）であった。

表9-2-2 確認された虐待の種類(重複あり)

区分	3歳未満		3歳以上	
	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	19	59.4%	18	62.1%
ネグレクト	17	53.1%	18	62.1%
心理的虐待	1	3.1%	3	10.3%
医療ネグレクト	-	-	4	13.8%

○ 直接死因は、有効割合で見ると、3歳未満の事例では、「頭部外傷」が8人(30.8%)と最も多かった。3歳以上の事例では、「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が8人(27.6%)と最も多く、次いで、「頸部絞扼による窒息」が5人(17.2%)、「頭部外傷」が4人(13.8%)、「低栄養による衰弱」が3人(10.3%)であった。

表9-3 直接死因

区分	3歳未満			3歳以上		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
頭部外傷	8	25.0%	30.8%	4	13.8%	13.8%
胸部外傷	-	-	-	1	3.4%	3.4%
外傷性ショック	-	-	-	1	3.4%	3.4%
頸部絞扼による窒息	2	6.3%	7.7%	5	17.2%	17.2%
頸部絞扼以外による窒息	4	12.5%	15.4%	2	6.9%	6.9%
溺水	3	9.4%	11.5%	2	6.9%	6.9%
熱傷	1	3.1%	3.8%	-	-	-
車内放置による熱中症・脱水	2	6.3%	7.7%	-	-	-
中毒	-	-	-	-	-	-
出血性ショック	-	-	-	-	-	-
低栄養による衰弱	-	-	-	3	10.3%	10.3%
凍死	1	3.1%	3.8%	-	-	-
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	3	9.4%	11.5%	8	27.6%	27.6%
病死	1	3.1%	3.8%	1	3.4%	3.4%
その他	1	3.1%	3.8%	2	6.9%	6.9%
内訳(再掲):薬物による死亡	-	-	-	-	-	-
結腸壊死	-	-	-	1	3.4%	3.4%
頭部外傷	1	3.1%	3.8%	-	-	-
全身打撲	-	-	-	-	-	-
頭部顔面を含む全身打撲	-	-	-	1	3.4%	3.4%
小計	26	81.3%	100.0%	29	100.0%	100.0%
不明	6	18.8%		-	-	
計	32	100.0%		29	100.0%	

○ 主たる加害者は、有効割合で見ると、「実母」が3歳未満の事例で17人（56.7%）、3歳以上の事例で12人（44.4%）と最も多かった。「実父」は、3歳未満で3人（10.0%）、3歳以上の事例で2人（7.4%）であった。次いで「実父母」は、3歳未満で5人（16.7%）、3歳以上の事例で4人（14.8%）であった。

表9-4 主たる加害者(一人のみ)

区分	3歳未満			3歳以上			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実母	17	53.1%	56.7%	12	41.4%	44.4%	
実父	3	9.4%	10.0%	2	6.9%	7.4%	
継母	-	-	-	1	3.4%	3.7%	
継父	-	-	-	1	3.4%	3.7%	
養母	-	-	-	1	3.4%	3.7%	
母方祖母	-	-	-	1	3.4%	3.7%	
母の交際相手	3	9.4%	10.0%	2	6.9%	7.4%	
実母と	実父	5	15.6%	16.7%	4	13.8%	14.8%
	養父	1	3.1%	3.3%	-	-	-
	実母の交際相手	-	-	-	3	10.3%	11.1%
	その他	1	3.1%	3.3%	-	-	-
小計	30		100.0%	27		100.0%	
未記入・不明	2	6.3%		2	6.9%		
計	32	100.0%		29	100.0%		

○ 加害の動機は、有効割合で見ると、3歳未満の事例では、「保護を怠ったことによる死亡」が9人（39.1%）と最も多く、次いで、「子どもの存在の拒否・否定」、「泣きやまないことにいらだったため」がそれぞれ4人（17.4%）であった。3歳以上の事例では、3歳未満の事例と同様に、「保護を怠ったことによる死亡」が9人（42.9%）と最も多く、次いで「しつけのつもり」が5人（23.8%）であった。

表9-5 加害の動機

区分	3歳未満			3歳以上		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
しつけのつもり	2	6.3%	8.7%	5	17.2%	23.8%
子どもがなつかない	1	3.1%	4.3%	1	3.4%	4.8%
パートナーへの怒りを子どもに向ける	-	-	-	1	3.4%	4.8%
慢性の疾患や障害の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	-	-	-	2	6.9%	9.5%
精神症状による行為(妄想などによる)	3	9.4%	13.0%	1	3.4%	4.8%
保護を怠ったことによる死亡	9	28.1%	39.1%	9	31.0%	42.9%
子どもの存在の拒否・否定	4	12.5%	17.4%	1	3.4%	4.8%
泣きやまないことにいらだったため	4	12.5%	17.4%	-	-	-
その他	-	-	-	1	3.4%	4.8%
小計	23	71.9%	100.0%	21	72.4%	100.0%
不明	9	28.1%		8	27.6%	
計	32	100.0%		29	100.0%	

- 虐待通告は、有効割合で見ると、3歳未満の事例では4人（13.3%）あり、うち「児童相談所」が2人（6.7%）、「市町村」「福祉事務所」がそれぞれ1人（3.3%）であった。3歳以上の事例では6人（21.4%）あり、うち「児童相談所」が5人（17.9%）、「市町村」が1人（3.6%）であった。

表9-6 虐待通告の有無

区分	3歳未満			3歳以上		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	4	12.5%	13.3%	6	20.7%	21.4%
内訳(再掲):						
児童相談所	2	6.3%	6.7%	5	17.2%	17.9%
市町村	1	3.1%	3.3%	1	3.4%	3.6%
福祉事務所	1	3.1%	3.3%	-	-	-
なし	26	81.3%	86.7%	22	75.9%	78.6%
小計	30	93.8%	100.0%	28	96.6%	100.0%
不明	2	6.3%		1	3.4%	
計	32	100.0%		29	100.0%	

- 児童相談所の関与は、3歳未満が5人（15.6%）、3歳以上が8人（27.6%）であった。一方市町村の関与は、有効割合で見ると、3歳未満が4人（14.3%）、3歳以上が6人（21.4%）であった。

表9-7 児童相談所の関与の有無

区分	3歳未満		3歳以上	
	人数	構成割合	人数	構成割合
あり	5	15.6%	8	27.6%
なし	27	84.4%	21	72.4%
計	32	100.0%	29	100.0%

表9-8 市町村の関与の有無

区分	3歳未満			3歳以上		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
あり	4	12.5%	14.3%	6	20.7%	21.4%
なし	24	75.0%	85.7%	22	75.9%	78.6%
小計	28	87.5%	100.0%	28	96.6%	100.0%
不明	4	12.5%		1	3.4%	
計	32	100.0%		29	100.0%	

- 虐待の認識の有無にかかわらず、児童相談所を含む関係機関の関与があったか否かを有効割合で見ると、3歳未満では21人（77.8%）で関与があり、3歳以上では全ての子どもに関与があった。一方で、3歳未満では6人（22.2%）について全く関与がなかった。

表9-9 児童相談所を含む関係機関の関与の状況

区分	3歳未満			3歳以上		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
いずれかの関与あり	21	65.6%	77.8%	27	93.1%	100.0%
全く関与なし	6	18.8%	22.2%	0	0.0%	0.0%
小計	27	84.4%	100.0%	27	93.1%	100.0%
不明	5	15.6%		2	6.9%	
計	32	100.0%		29	100.0%	

○ 死亡後に残されたきょうだいへの対応があったのは、3歳未満で12人（100.0%）、3歳以上で10人（83.3%）となっていた。

表9-10 死亡後に残されたきょうだいへの対応

区分	3歳未満		3歳以上	
	人数	構成割合	人数	構成割合
あり	12	100.0%	10	83.3%
なし	-	-	2	16.7%
計	12	100.0%	12	100.0%

○ 残されたきょうだいに対する対応の内容(重複あり)をみると、3歳未満では「安全確認」が10人（83.3%）、「面接」9人（75.0%）、「親からの分離」「心理的ケア」がそれぞれ7人（58.3%）であった。一方、3歳以上では、「安全確認」は10人（100.0%）と全てに実施されており、「面接」が7人（70.0%）、「親からの分離」「心理的ケア」がそれぞれ6人（60.0%）であった。

表9-11 残されたきょうだいに対する対応の内容(重複あり)

区分	3歳未満		3歳以上	
	人数	構成割合	人数	構成割合
安全確認	10	83.3%	10	100.0%
面接	9	75.0%	7	70.0%
親からの分離	7	58.3%	6	60.0%
心理的ケア	7	58.3%	6	60.0%

* 3歳未満の構成割合は残されたきょうだいのいる12人に対する割合

* 3歳以上の構成割合は残されたきょうだいのいる10人に対する割合

10) 0歳児の死亡について

ここでは、0歳児の死亡事例の実態を明らかにするため、0歳児の事例25例（27人）について検討する。

- 0歳児の死亡事例は、心中以外の事例では18例（20人）で、心中事例では7例（7人）であった。0歳児を月齢別でみると、心中以外の事例は、0ヶ月が9人（45.0%）、2ヶ月が2人（10.0%）で、3ヶ月未満が5割以上を占めていた。

表10-1 0歳児月齢別

年齢	平成17年			平成18年					
	心中以外			心中以外			心中(未遂を含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0ヶ月	8	40.0%	40.0%	9	45.0%	45.0%	-	-	-
1ヶ月	1	5.0%	45.0%	-	-	-	1	14.3%	14.3%
2ヶ月	6	30.0%	75.0%	2	10.0%	55.0%	-	-	-
3ヶ月	-	-	-	-	-	-	1	14.3%	28.6%
4ヶ月	-	-	-	1	5.0%	60.0%	2	28.6%	57.2%
5ヶ月	1	5.0%	80.0%	-	-	-	-	-	-
6ヶ月	2	10.0%	90.0%	1	5.0%	65.0%	-	0.0%	-
7ヶ月	2	10.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
8ヶ月	-	-	-	1	5.0%	70.0%	1	14.3%	71.5%
9ヶ月	-	-	-	2	10.0%	80.0%	1	14.3%	85.7%
10ヶ月	-	-	-	1	5.0%	85.0%	-	-	-
11ヶ月	-	-	-	-	-	-	1	14.3%	100.0%
月齢不明	-	-	-	3	15.0%	100.0%	-	-	-
計	20	100.0%		20	100.0%		7	100.0%	

○ 加害者は、心中以外の事例では、「実母」が10例（55.6%）と最も多く、次いで「実父」及び「実父母」がそれぞれ3例（16.7%）であった。心中事例では、全て「実母」による加害であった。

表10-2 加害者

区分	心中以外		心中(未遂を含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実母	10	55.6%	7	100.0%
実父	3	16.7%	-	-
実父母	3	16.7%	-	-
母の交際相手	1	5.6%	-	-
不明	1	5.6%	-	-
計	18	100.0%	7	100.0%

○ 養育者の状況を有効割合で見ると、心中以外の事例では、「実の両親がそろっている」が8例（57.1%）と最も多く、次いで、「一人親（未婚）」が3例（21.4%）であった。心中事例では回答のあった2例は実の両親がそろっており、5例は不明あるいは未記入であった。

表10-3 養育者の状況

区分	心中以外			心中(未遂を含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
実の両親がそろっている	8	44.4%	57.1%	2	28.6%	100.0%
一人親(離婚)	2	11.1%	14.3%	-	-	-
一人親(未婚)	3	16.7%	21.4%	-	-	-
内縁関係	1	5.6%	7.1%	-	-	-
小計	14	77.8%	100.0%	2	28.6%	100.0%
不明	4	22.2%		1	14.3%	
未記入	-	-		4	57.1%	
計	18	100.0%		7	100.0%	

○ 本児死亡時の実母・実父の年齢は、有効割合で見ると、心中以外の事例では、実母の年齢のうち、「30～34歳」が5人（41.7%）と最も多く、次いで「19歳以下」が3人（25.0%）、「20～24歳」が2人（16.7%）であった。心中事例では、実母の年齢は、「25～29歳」、「30～34歳」がそれぞれ2人（50.0%）であった。

表10-4 本児死亡時の実母・実父の年齢

区分	心中以外								心中(未遂を含む)		
	実母			実父			母の交際相手	不明	実母		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合			人数	構成割合	有効割合
19歳以下	3	23.1%	25.0%	1	16.7%	16.7%	-	-	-	-	-
20～24歳	2	15.4%	16.7%	1	16.7%	16.7%	-	-	-	-	-
25～29歳	-	-	-	2	33.3%	33.3%	1	-	2	28.6%	50.0%
30～34歳	5	38.5%	41.7%	-	-	-	-	-	2	28.6%	50.0%
35～39歳	1	7.7%	8.3%	1	16.7%	16.7%	-	-	-	-	-
40歳以上	1	7.7%	8.3%	1	16.7%	16.7%	-	-	-	-	-
小計	12	92.4%	100.0%	6	100.0%	100.0%			4	57.2%	100.0%
不明	1	7.7%		-	-		-	1	3	42.9%	
計	13	100.0%		6	100.0%		1	1	7	100.0%	

4. 個別ヒアリング調査対象事例の問題点と課題

これまでの検証と同様に、関係機関を対象にヒアリングを実施し、詳細な事実確認を行い、それぞれの問題点・課題を抽出した。なお、今回は、地方公共団体において検証が実施された事例のうち、子どもに障害があった事例、児童相談所及び市町村虐待担当課が関与していなかった事例、婦人相談所の関与があった事例及び死亡した子どもとは別のきょうだいについての虐待通告があった事例の計4例についてヒアリングを行った。

【事例1概要】

父親(30代前半)、母親(30代前半)、第一子(5歳)、第二子(3歳)の4人家族。母親が、兄弟二人の首を絞めて殺害し、自らも自殺未遂を図った心中事例。

きょうだいともに発達障害があり、第二子には療育手帳が発行されていたため、児童相談所も関与していた。また、第一子は保育所、第二子は知的障害児通園施設に通所していた。母親は、本事例発生の2年前頃までは明るく他者との交流もあったが、きょうだいの成長とともに、育児やきょうだいの問題行動への対応で心身ともに疲弊していた。そのような中、母親が第二子の首を絞め、「殺してしまった」と思いこみ、第二子を持って家出したが、第二子は無事で母親とともに帰宅、翌日、母親は精神科を受診しパニック障害と診断された。父親はこの出来事について児童相談所に電話で相談したが、この日は休日の相談体制であったため、一時保護所の職員が対応し、相談対応職員による対応は翌日以降となった。翌日、児童相談所職員がこの相談を受理し、父親、第二子、祖父母と面接し、援助方針を検討、一時保護を勧めた。しかし、父親が強く拒否したことや母親の症状悪化を懸念したため、状況によっては職権一時保護も必要との想定の下、関係機関と連携し在宅指導の具体的方法を検討していたところ、父親から初めての相談があった日から8日後に、父親から母親が本児らきょうだいを車中で絞殺し同時に母親も死のうとしたが、思いとどまり自首したとの連絡を受けた。

【問題点】

- 休日の相談体制において、一時保護所の職員が対応し、相談内容は直接相談対応職員に伝達されず、翌日相談対応職員が記録のみを受け取ったが、父親からの電話を待って対応を開始した。

- 相談日の翌日以降、児童相談所は、父親と面接して初めて「首を絞めた」という訴えは非常に危機的な状況のサインであるという認識を持ったものの、子どもを分離することによる母親の症状の悪化や自殺企図を懸念し、父親の見守りを期待したため、一時保護しなかった。
- 児童相談所は、母親の症状悪化等の懸念から母親とは面接を行わなかった。
- 児童相談所では対応の検討を始めてから、子どもが通所している障害児通所施設や保育所、母親が受診した医療機関からの速やかな情報収集が行われず、関係機関が把握していた情報が共有されなかったため、母親の危機的な状況が把握できず、関係機関が連携した対応がなされなかった。
- 保育所や障害児通所施設では、母親の育児負担や子どもの問題行動の対処への負担感が強くなっていたことに気付いていたが、発達相談で関与していた児童相談所にその状況を伝えていなかった。

【検証について】

- 児童相談所及び都道府県において検証が行われており、事実の詳細な確認は行われているが、関係機関の連携に問題があったのか、なかったのかという視点のみでの分析に終始しており、具体的改善策に結びついていない。

【本事例から明らかになった課題】

- 児童相談所における休日の相談体制で受理した事例について、相談内容の緊急性や重症度を判断し、適切に伝達を図る組織的な体制が整っていない。
- 児童相談所は、父親との面接後に「首を絞めた」という訴えを非常に危機的な状況のサインであると認識したものの、母親の症状の悪化等を懸念し、子どもの安全確保のための一時保護等が行われていない。
- 児童相談所は、虐待者本人である母親と会っていない。
- 相談ケースが通所していた保育所や障害児通所施設において把握した保護者の心身の疲弊した状況について児童相談所と情報を共有し、連携した対応を図ることができていない。

【事例2概要】

祖母（50代前半）、母親（20代後半）、第一子（4歳）、第二子（3歳）の三世大家族。母親が、第二子に食事を与えず、着替え等の養育を放棄し、押入に寝かせたままにするなどのネグレクトにより、第二子を栄養失調で死亡させた事例。

母親は、父親と離婚しており、生育歴に問題が見られ、夜間就労していたなど生活環境の点からも要支援性の高い家庭であった。本事例発生の5か月前に市内の他地域に転居し、祖母と第一子は2階、母親と第二子は3階で別々に生活していた。第一子は幼稚園、第二子は保育所に入所していた。本児（第二子）は、転居後、別の保育所に移ったが、風邪のため小児科を受診。受診時、医師からひどい「おむつかぶれ」を指摘されていた。その後保育所の欠席が続いたため、保育所の保育士が数回電話や家庭訪問をしたが、本児に会うことはできなかった。本児死亡の前日も保育士が家庭訪問したが母子は応答しなかったため、祖母に電話したところ、祖母は「本児は3階で元気に暮らしている」と話していた。転居前、4か月健診及び1歳6か月健診を未受診であり、保健機関保健師が家庭訪問したが、母子らは既に転居しており会えなかった。転居後の近隣住民は本児らの存在を知らなかった。

第二子の死亡後、第一子は父親に引き取られており、継続して児童相談所の面接を受けている。

【問題点】

- 市保健機関が乳幼児健診未受診のため一度家庭訪問したが、母子は転居していたため会うことができなかった。しかし、その後改めて把握するための対応を行っていなかった。
- 保育所の長期欠席から保育士が家庭訪問等を複数回行っていたが、子どもには会えず、祖母や母親の説明から虐待を疑うこともできなかったことから、要保護児童対策地域協議会の対象ケースとされなかった。
- 小児科医療機関は、本児が3歳にもかかわらず「ひどいおむつかぶれ」があることを把握していたが、不適切な養育のサインとして受け止められなかった。
- 母の生育歴や家庭環境から、要支援性の高い家庭であったと考えられるが、保健機関、保育所、幼稚園等関係した機関ではそれらを把握できなかった。